

横須賀市災害時要援護者支援プランについて

高齢者等、災害から自らを守ることが困難な方々を「災害時要援護者」と言いますが、近年の災害では、この災害時要援護者の被災が増加し、支援対策が求められています。大規模災害が発生した直後においては、行政による支援には時間的・物理的限界があり、災害時要援護者の方に、迅速かつ安全に避難等をしていただくためには、地域による支援体制の充実が不可欠です。そこで、横須賀市では、各地域における支援体制の整備を推進していくため、平成21年3月に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定しました。

1. 災害時要援護者支援プランの概要

プランでは、市が持っている個人情報のうち、支援の対象となる災害時要援護者本人の同意を得た上で、その方々の情報を町内会・自治会等の地域の支援者に提供します。

地域の支援者は、この情報をもとに、災害時要援護者宅を訪問して身体状態等を確認するとともに、あらかじめ直接支援に向かう近隣の支援者を決め、日ごろからの交流を心がけていただき、災害発生時には、情報の提供、安否確認等の安全の確保のために必要な活動を行っていただくというものです。

2. 災害時要援護者として登録できる方

次のいずれかに該当し、在宅で生活している方で、地域の方々へご自分の個人情報を提供することに同意する方

- (1) 民生局福祉子ども部介護保険課にひとり暮らし高齢者登録をしている人
- (2) 身体障害等級が1・2級の人
- (3) 知的障害の人
- (4) 精神障害等級が1級の人
- (5) 要介護認定者で要介護3、要介護4、要介護5の人
- (6) その他市長が必要と認める人

3. 登録の申し込み方法について

登録を希望する方は、「横須賀市災害時要援護者支援登録カード」に必要事項を記入し、民生局福祉子ども部障害福祉課・介護保険課、市長室危機管理課、または各行政センターに提出してください。災害時要援護者名簿に登録され、その名簿は、登録された方がお住いの地域の支援者に定期的に提供します。

なお、「横須賀市災害時要援護者支援登録カード」は、民生局福祉子ども部障害福祉課・介護保険課、市長室危機管理課及び各行政センターでも配布しています。

4. 登録された方への支援内容

- (1) 平常時には・・・
 - ① 登録された方がお住まいの地域の支援者に、登録した名簿を提供します。

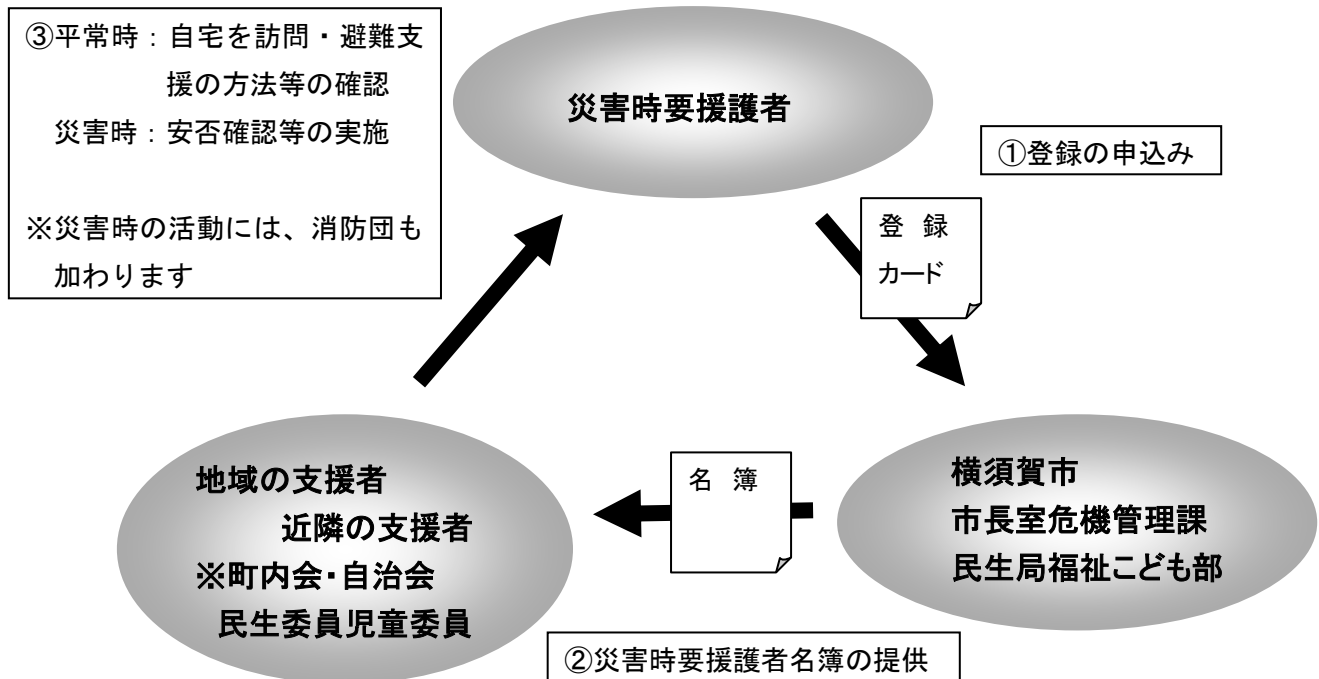
② 地域の支援者が、登録された方のお住まいを訪問し、身体等の状態や避難支援の方法等について確認するとともに、災害時に直接支援をする近隣の支援者を取り決めます。近隣の支援者が指定された場合は、日ごろからの交流をお願いします。

③ 災害に備えた防災訓練や町内会行事等のご案内がある場合があります。

(2) 災害時には・・・

あらかじめ地域の支援者と取り決めた内容により、地域の支援者・近隣の支援者による災害情報の提供、安否確認等安全の確保のために必要な活動が行われます。

5. 支援プランの流れ



6. 申し込みにあたって

申し込みにあたり、次の事項について、ご理解くださいますようお願いいたします。

(1) 支援プランに基づく活動は、各地域の方々を主体として実施されるものなので、各地域の実情により、支援プランどおりの支援体制の整備が、なかなか進まない地域もあります。

(2) 災害の状況によっては、地域の方々も被災者になりうることから、支援プランに登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものではありません。

7. 個人情報の取扱い

申し込まれた方の個人情報については、行政内及び支援組織内において適正に管理し、災害時に支援するために必要な活動以外の目的に使用することはありません。

<お問い合わせ先>

申し込みに関すること 民生局福祉こども部 介護保険課福祉サービス係

電話 8 2 2 - 8 2 5 5

プラン・マニュアルに関すること 市長室危機管理課

電話 8 2 2 - 9 7 0 8